

# 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度の概要を説明したものです。  
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は  
どなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

## 福祉事務所一覧表

名称	所在地 (電話)	担当地域
中和福祉事務所	〒634-0003 橿原市常盤町605-5 奈良県橿原総合庁舎内 北葛城郡・高市郡 TEL 0744-48-3022 生駒郡 TEL 0744-48-3023 山辺郡・磯城郡 TEL 0744-48-3024	山辺郡、生駒郡 磯城郡、高市郡 北葛城郡
吉野福祉事務所	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内 TEL 0746-32-5315	宇陀郡、吉野郡 (十津川村を除く)

あなたの世帯のケースワーカーは、  
あなたの地区の民生委員は、

です。  
さんです。

奈良県

# 1 生活保護制度とは

生活保護制度は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

病気や障害・高齢などの理由により働くことができず、収入が少なくなつたため、生活の維持が困難となつたときに、生活費や医療費などを援助して、自立した生活を送っていただくことを目的としている制度です。

## 2 生活保護には次の8種類の扶助があります

- 生活扶助 食費、被服費、光熱水費など日常生活に必要な費用
- 教育扶助 義務教育に伴つて必要な費用
- 住宅扶助 家賃、地代、更新料（更新保証料）、火災保険料など
- 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- 出産扶助 出産のための費用
- 生業扶助 仕事に必要な技能の修得や高等学校の就学に必要な費用など
- 葬祭扶助 葬祭執行者として葬祭をするための費用

★保護費は、医療扶助と介護扶助を除き、原則として金銭で支給します。

### 3 一時扶助について

生活保護は、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助があります。需要の内容によって、必要に応じて支給されます。なお、支給には申請が必要ですので、事前に福祉事務所までご相談ください。

一時扶助には、次のようなものがあります。

被服費……布団、被服、新生児被服、寝巻、おむつなどの費用

入学準備金…小・中学校の入学準備に必要な費用

家具什器費……保護開始時や長期入院から退院し、新たに居宅生活をする

場合などにおいて必要な家具、什器、冷暖房器具などの購入費用

転居の際の敷金等……一定の条件を満たす場合の転居に必要な敷金などの費用

家屋補修費……家屋の補修や従属物の修理に必要な費用

通学用自転車……通学に必要なと認められる場合の自転車などの購入費用

治療材料費……眼鏡、コルセット、ストーマ装具などの給付を受ける費用

移送費……医療機関に通院する際などの交通費

★支給には一定の条件や上限額がありますので、事前にご確認ください。

★支給にあたって、領収書などの書類が必要な場合があります。

★一時扶助には上記項目以外にもありますので、まずは、福祉事務所にご相談ください。

## 4 生活保護の申請を考えている方へ

生活保護の申請は本人の意思によりますが、何らかの事情で本人が申請できないときは、扶養義務者など代わりの方が申請することもできます。

申請書などの書類は、福祉事務所及び町村役場にありますので、必要な事項を記入し、福祉事務所もしくは、お住まいの町村役場に提出してください。

生活保護は、まず、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。

**★申請にあたって、まず、次のことを行ってください。**

① 家族で、働くことができる人は、能力に応じて、働いて収入を得るよう努めてください。

② 資産（預貯金・生命保険・各種債権・不動産・自動車など）は、生活の維持のために活用してください。

**★生命保険、不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。**

③ 各種年金・手当など、他の制度の給付を受けられる場合は、受けよう手続きをしてください。

④ 扶養義務者からの扶養は、保護に優先されます。

**★保護に優先されるとは、例えば「仕送り」など、扶養義務者からの金銭的**

**扶養が行われたときに、あなたの収入として取扱うことを意味します。**

**★扶養義務の履行が期待できない扶養義務者には、基本的に扶養照会は行い**

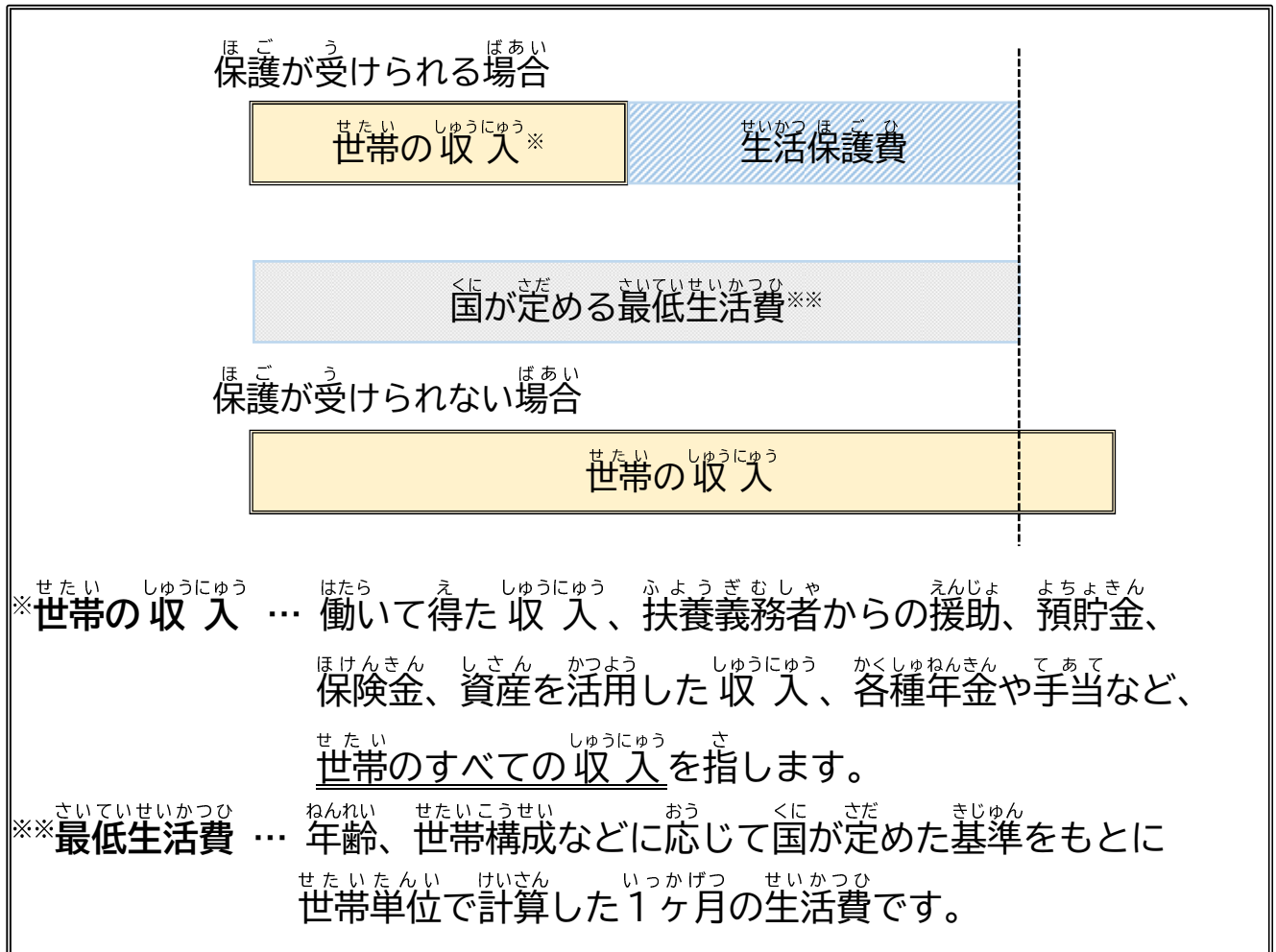
**ませんので、扶養義務者の状況をお知らせください。また、配偶者の暴力**

**から逃れてきたなど特別な事情がある場合も、ご相談ください。**

## 5 生活保護は申請に基づき次のように決定します

福祉事務所では申請を受けて生活保護に該当するかどうかの調査をします。調査の結果、世帯の最低生活費と、全ての収入を比較し、収入が不足していれば、その不足分を生活保護費として支給します。

図で説明すると次のようになります。



★ 生活保護は、原則として世帯単位で行います。

★ 申請した日から原則14日以内（調査に時間がかかるなど特別な場合は30日以内）に、保護を受けられるか決定します。

★ 働いて得た収入については、適正に収入申告を行えば、収入額に応じた基礎控除や必要経費（通勤交通費など）の控除、20歳未満控除などがありますので、収入申告するときにご相談ください。

## 6 生活保護を受けるときになったら

★次のことを、守ってください。

- ① 保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。
- ② 働くことができる人は、能力に応じて働くよう努めてください。
- ③ 年金・手当・給付金などを受け取ることができる人は、手続きをしてください。
- ④ むだな支出はやめ、生活の維持向上に努めてください。
- ⑤ 病気の方は、医療機関にかかるなど、治療に努めてください。
- ⑥ 次の場合は、福祉事務所又は役場に届けてください。

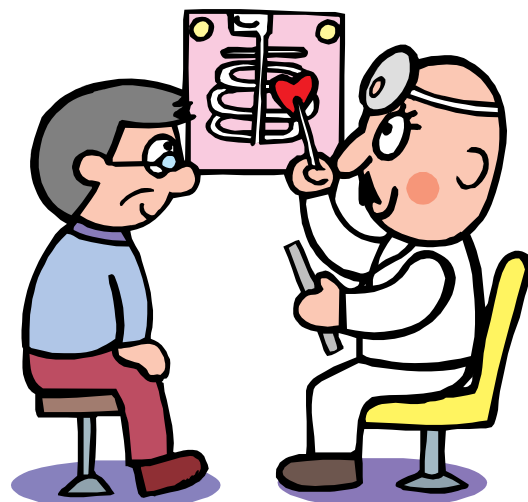
(書類の提出を求める場合があります。)

- ・収入が増えた時や減った時、新たな収入があった時
  - ・仕事を始めたり、やめたり、かえた時、健康保険の資格を取得または喪失した時
  - ・住所が変わったり、長く留守にする時
- (転居するときは必ず事前にご相談ください。)
- ・電話番号が変わった時
  - ・家賃、地代などが変わった時
  - ・家族の人が、入院や退院をした時
  - ・生命保険に加入、解約、名義変更をした時
  - ・その他、生活や家族の人に変化があった時
- (例：出産、死亡、転入、転出、入学、退学、卒業、結婚、事故、逮捕)
- ⑦ 福祉事務所の指導、指示には従ってください。

## いりょうきかん 7 医療機関にかかるとき

やくば しんりょういらいしよ う と  
まず、役場で「診療依頼書」を受け取り、  
いりょうきかん まどぐち しめ じゅしん  
それを、医療機関の窓口で示してから、受診し  
てください。

やかん きんきゆう やくば う と  
夜間や緊急のため、役場に受け取りにいけな  
とき かなら れんらく  
い時は、あとで必ず連絡してください。



せいかつほごほう していりょうきかん じゅしん  
★生活保護法の指定医療機関を受診してくださ  
い。

こくみんけんこうほけんしやう こうきこうれいしやひほけんしやしやう つか  
★「国民健康保険証」「後期高齢者被保険者証」は使うことができませんの  
も ひと やくば かえ  
で、持っている人は、役場に返してください。

かいしゃ けんこうほけんしやう ひ つづ しょう  
★なお、会社などの「健康保険証」は、引き続き使用してください。

いりょうきかん まどぐち しんりょういらいしよ いっしょ しめ じゅしん  
医療機関の窓口で、「診療依頼書」と一緒に示して受診してください。

しんりょういらいしよ いりょうきかん たい いっかげつ まいひつよう  
(診療依頼書は、1つの医療機関に対して1ヶ月ごとに1枚必要です。)

おな びやうき ふくすう いりょうきかん じゅしん おな ないよう くすり  
★同じ病気で複数の医療機関には受診できません。また、同じ内容の薬を

ふくすう いりょうきかん しょほう まも ばあい しどう  
複数の医療機関で処方してもらわないでください。守れない場合は指導の

たいしょう  
対象となります。

い し いやくひん しょう みと ばあい げんそく  
★医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則としてこれを

しょう  
使用してください。

いやくひん くすり せいぞう はんばい とっきよきかんしゅうりようご しんやく おな  
※ジェネリック医薬品：薬の製造・販売の特許期間終了後、新薬と同じ  
ゆうこうせいぶん つく ていかかく こうはついやくひん  
有効成分で作られた低価格の後発医薬品

## 8 その他

ふくしじむしょ けつてい ほご ないよう ふふく けつてい  
◎福祉事務所が決定した、保護の内容に不服があるときは、決定のあったこ  
し ひ よくじつ さんかげつない ならけんちじ ふふく もうした しんさ  
とを知った日の翌日から3ヶ月以内に、奈良県知事に不服の申立て（審査  
せいきゅう  
請求）をすることができます。

はたら しゅうにゆう ふ いっかげつじょう にゅういん さいていせいかつひ きじゅん  
◎働いて収入が増えたり、1ヶ月以上の入院などにより最低生活費の基準  
ひく つき はじ しきゅう ほごひ はらす  
が低くなると、月の初めに支給した保護費が払い過ぎになることがありま  
す。その場合、払い過ぎた分はお返しいただきます。

ほんらいかつよう しさん せま じじょう  
また、本来活用できる資産があるにもかかわらず、さし迫った事情のため  
ほごう ばあい ごじつ うと ほごひ いりよう かいごふじょ  
保護を受けた場合には、後日、すでに受け取った保護費（医療・介護扶助  
ふく へんかん ひつよう せたい じりつじょちょう かんてん  
を含む）の返還が必要となります。ただし、世帯の自立助長の観点などが  
へんかん いちぶめんじょ ばあい  
ら返還が一部免除される場合があります。

とど で じじつ ちが とど で ふせい ほうほう  
◎届け出をしない、または、事実と違う届け出をするなど、不正な方法で  
ほごう ばあい ほごひ かえ ほうりつ ばつ  
保護を受けた場合、保護費を返していただきます。また、法律によって罰  
せられることもあります。

ほうりよくだんいん たい ほご ようけん み しんせい きゃつか  
◎暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下す  
げんせい たいおう  
るなど厳正に対応します。

せたい たんとう ふくしじむしょ しょくいん  
◎あなたの世帯を担当する福祉事務所の職員を、ケースワーカーといいま  
かてい ほうもん じよげん しどう ひつよう  
す。ケースワーカーは、あなたの家庭を訪問し、助言や指導をしたり必要  
き ほうもん おう  
なことを聞いたりしますので、ケースワーカーの訪問には応じてくださ  
い。